

横浜市立 能見台小学校

P T A 規 約

# 横浜市立能見台小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名 称

- 第 1 条 1. 本会は、「横浜市立能見台小学校 PTA」と称し、事務局を同校内(神奈川県横浜市金沢区能見台3丁目 32 番地1号)に置く。  
2. 本会の設立年月日は平成元年 4 月 1 日とする。

## 第 2 章 目的及び活動

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員の信頼と協力により、家庭・学校・社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし、次の活動をする。
1. 家庭と学校との関係を密にして教育効果を高める。
  2. 教育的環境の整備に努める。
  3. 地域における社会教育の振興を助け協力する。
  4. 会員の教育に対する理解を深め、教養の向上を計る。
  5. その他、この会の目的達成のために必要な活動をおこなう。

## 第 3 章 方 針

- 第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体であって、次の方針にもとづいて活動する。
1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
  2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、かつ、営利を目的とする行為はおこなわない。
  3. 本会は、自主独立の団体であって、他のいかなる個人及び団体の干渉も受けない。
  4. 教育問題について研究討議するが、学校の管理や教職員の人事については干渉しない。
  5. 任意団体のため年度初めに意思確認をもって実施する。

## 第 4 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は、次の通りとする。
1. 横浜市立能見台小学校に在籍する児童の父母、または、これに代わる保護者のうち、加入の意思確認が取れた者。
  2. 横浜市立能見台小学校に勤務する教職員のうち、加入の意思確認が取れた者。
- 第 5 条 会員は、規約の定めるところにしたがって、全て平等な権利と義務を有する。
- 第 6 条 年度途中で退会を希望する場合には、退会届の提出をもって退会とする。

## 第 5 章 会 計

- 第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費を持ってこれに当てる。
1. 会費は 1 世帯月額 200 円とする。(8 月分はのぞく) ただし、総会の議決により、会費額を変更することができる。
  2. PTA 会費は年間一括納入のため、退会等による年度途中での返金を行わない。
  3. 寄付金及びその他の収入を得る場合には、執行部役員の承認を得なければならない。
  4. 会計は、総会において議決された予算にもとづいて施行する。
  5. 決算は、会計監査を経て、総会で報告され、承認を得なければならない。
  6. 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日におわる。
  7. やむをえず実費徴収する際は役員会の決定に従うものとする。

## 第6章 役員及び任期

第8条 本会に次の役員をおく。  
役職については、選出後、協議・互選にて決定とする。

1. 会長 1名（保護者）
  2. 副会長 2名（保護者）
  3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
  4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
- 但し、必要に応じて若干名の増減を認める。

第9条 役員の任期は、1年とするが再任を妨げない。但し、最長4年までとする。

第10条 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章 役員の任務

第11条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、総会及び臨時総会・役員会を召集し、会議を主宰する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
3. 書記は、総会・役員会の議事を記録保管し、その他の庶務事項を処理する。
4. 会計は、総会で決定した予算にもとづいて、会計事務を処理し、必要のある都度、収支の報告を行い、4月総会において会計監査を経て決算報告をする。

## 第8章 会計監査委員

第12条 本会の会計を監査するために次の会計監査委員をおく。

1. 会計監査委員は、紙面総会において承認を得て決定とし、会計年度を任期とする。
2. 役員経験のある保護者2名で構成する。
3. 会計監査委員は、10月と3月に定期監査をし、監査結果を4月総会に報告しなければならない。

## 第9章 役員及び会計監査委員の選出

第13条 本会の役員を選出は、次の通りとする。

1. 役員会において会長、副会長、書記、会計の募集を行い候補者の同意を得、紙面総会において承認を得て決定する。
2. 役員及び会計監査委員に欠員を生じた場合は、役員会にて再募集する。

## 第10章 総会及び臨時総会

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

1. 定期総会は、原則毎年4月及び3月に紙面にて開催し、会員の三分の一以上（委任状を含む）の出席により成立する。
  - (1) 四月総会（年度初め総会）
    - ・前年度事業及び決算報告と承認
    - ・新年度事業計画及び予算の審議と承認
    - ・新役員の紹介
    - ・その他重要事項

- (2) 三月総会（年度末総会）
  - ・次年度役員・会計監査委員の選出報告
  - ・各委員会活動報告
  - ・その他重要事項
2. 臨時総会は会員の三分の一以上の要求があった場合に開催され、会員の三分の一以上（委任状を含む）の出席により成立する。
3. 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数の同意を得て決定する。

## 第11章 役員会

第15条 役員会は、本会の執行機関であり、役員及び学校代表で構成する。

1. 役員会は、総会に対する各議案の作成・決議事項の執行など、会の日常業務を執行し、総会に対して責任を負う。
2. 役員会は、必要に応じて、会長が召集することができる。

## 第12章 校外委員会

第16条 地域の団体と協力し児童の校外生活の向上を図るとともに、指導・事故防止活動をする。

1. 委員会には、正副委員長（保護者）をおき、会長がこれを委任する。

## 第13章 細 則

第17条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り役員会の議決を経て定める。

第18条 役員会において細則を制定改廃した場合は、その結果を次期総会において報告しなければならない。

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「能見台小学校PTA 個人情報保護 方針」に定め適正に運用するものとする。

## 第14章 改 正

第20条 本規約は、総会において回答者の三分の二以上（委任状を含む）の賛成がなければ改正することができない。  
改正案は、総会の7日前までに示さなければならない。

## 第15章 付 則

1. 制 定 平成元年4月 1日
2. 一部改正 平成13年3月31日
3. 一部改正 平成14年3月31日
4. 一部改正 平成15年4月1日より実施する。
5. 本規約は一部改正（平成19年度3月総会において承認）し、平成20年4月1日より実施する。
6. 本規約は一部改正（平成21年度4月総会において承認）し、平成21年5月1日より実施する。
7. 本規約は一部改正（平成29年度3月紙面総会において承認）し、平成30年4月1日より実施する。

8. 本規約は一部改正（平成30年度9月紙面総会において承認）し、平成30年9月15日より実施する。
9. 本規約は一部改正（令和2年度2月紙面総会において承認）し、令和2年2月18日より実施する。
10. 本規約は一部改正（令和2年度3月紙面総会において承認）し、令和3年3月10日より実施する。
11. 本規約は一部改正（令和3年度3月紙面総会において承認）し、令和4年4月1日より実施する。
12. 本規約は一部改正（令和4年度3月紙面総会において承認）し、令和5年4月1日より実施する。
13. 本規約は一部改正（令和5年度3月紙面総会において承認）し、令和6年4月1日より実施する。
14. 本規約は一部改正（令和6年度3月紙面総会において承認）し、令和7年4月1日より実施する。
15. 本規約は一部改正（令和7年度2月紙面総会において承認）し、令和8年3月1日より実施する。

### 慶弔事に関する細則

|             |  | 慶事   | 弔事（死亡）                                   | 病気・災害                               | 転退任   |
|-------------|--|--|--|-------------------------------------|---|
| T<br>会<br>員 | 本人   | ・ 縣市以上の個人に対する表彰<br>(永年勤続等) 5,000円<br>・ 結婚祝い 5,000円 | ・ 10,000円と供花<br>(15,000円相当の花輪<br>もしくは生花) | ・ 入院1ヶ月以上 5,000円<br>・ 火災・災害 10,000円 | ・ 在籍期間にかかわらず、<br>3,000円相当の花束                    |
|             | 家族   |  | ・ 父母<br>・ 配偶者<br>・ 子<br>5,000円           |                                     |   |
| P<br>会<br>員 | 本人   |  | ・ 10,000円と供花<br>(15,000円相当の花輪<br>もしくは生花) | ・ 火災・災害 10,000円                     | 役員退任の際、在任期間<br>1年につき会長10,000円/<br>会長以外8,000円の報酬 |
|             | 児童   |  | ・ 10,000円と供花<br>(15,000円相当の花輪<br>もしくは生花) | ・ 入院1ヶ月以上 5,000円                    |   |
| そ<br>の<br>他 | ◎ PTA会員以外の職員・地域関係者については、その都度役員会で協議し、決定する。<br>◎ 上記以外の特別の場合は、役員会で協議し、決定する。 |  |  |                                     |   |

- 一、 この細則は、平成三年二月七日より施行する。
- 一、 この細則は、代表委員会において三分の二以上の賛成によって改廃することができる。
- 一、 この細則は、規約二十一条により設定する。（平成四年五月一日一部改正）
- 一、 この細則は、規約二十一条により設定する。（平成十七年三月一日一部改正）
- 一、 この細則は、規約二十一条により設定する。（平成十九年一月十八日代表委員会にて一部改正）
- 一、 この細則は、規約十六条により設定する。（令和八年二月六日役員会にて一部改正）